

岩手県高等学校文化連盟支部規程

第1条 本支部は、岩手県高等学校文化連盟（ ）支部と称し、事務局を支部長の所属する学校に置く。

第2条 本支部は、本連盟支部の目的達成のため必要な研究会・交流会・地区予選会及びその他の文化行事・事業を行う。

第3条 本支部は、次の役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 1名

理 事 1名

第4条 本支部は、学校代表委員（各校高文連事務担当者）1名と専門部支部理事とで支部理事会を構成する。

第5条 支部長及び副支部長は岩手県高等学校文化連盟規約第15条（2）により、会長が委嘱する。支部長は会務を統括し支部を代表する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。

支部理事は支部長の推薦に基づき、岩手県高等学校文化連盟規約第15条（5）により会長が委嘱する。支部理事は企画運営の会務を処理する。支部理事会は支部会務の運営にあたる。

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときは必要により補充することがある。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 本支部の経費は、本連盟からの配布金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第8条 本支部の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

付 則

1. この規程は昭和62年9月9日より実施する。
2. この規程は平成14年4月19日から施行する。